

議員提出議案第三号

文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例
右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区議会議員

石沢 のりゆき

板倉 美千代

金子 てるよし

関川 けさ子



文京区議会議長 殿

文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、子どもに係る被保険者均等割額を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進と子育て支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号。以下「国保条例」という。）において使用する用語の例による。

(助成対象者)

第三条 この条例による子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）に係る被保険者均等割額の助成（以下「子どもの均等割額の助成」という。）を受けることができる者は、子どもが被保険者である世帯主とする。

(助成額)

第四条 区長は、国保条例第十四条の二に規定する保険料の賦課額のうち、前条の助成対象者の世帯に属する子どもに係る被保険者均等割額（国保条例第十九条の四の規定による未就学児に係る被保険者均等割額の減額を受けている場合にあつては、当該減額後の額）を助成する。

(交付申請)

第五条 子どもの均等割額の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第六条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。（交付決定の取消し）

第七条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、当該助成の交付決定の全部又は一

部を取り消すものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 子どもの均等割額の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成額の返還)

第九条 区長は、第七条の規定による取消しをしたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説 明)

子どもに係る被保険者均等割額を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進と子育て支援に資するため、本案を提出いたします。